

指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所
春日井ケアハートガーデン グループホーム 細木の杜
運営規程

第1条（目的）

本規程は、ケアハートガーデン株式会社が開設する、春日井ケアハートガーデン グループホーム 細木の杜（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業（以下「事業」という）の運営及び利用について、必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

第2条（事業の目的）

本事業は、認知症の症状によって要介護の状態（介護予防にあつては要支援2の状態）になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活上での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

第3条（運営理念）

「ずっと笑顔につつまれて、心に届くぬくもりを」をケアハートガーデン株式会社が開設するグループホームの共通理念とし、

- ① 笑顔に感謝し、認め合い、支えあう「チームケア」を目指します。
- ② 笑顔で明るく「本人本意のケア」を目指します。

第4条（運営の方針）

- 1 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「サービス」という）は、介護保険法並びに関係する省令、告示の趣旨及び内容に沿って提供する。
- 2 利用者一人ひとりが何を大事にしているかを理解し、その人らしい生活を守り、生活の質を高められるよう、利用者の立場と利用者親族の立場になってサービスを提供する。
- 3 住み慣れた地域社会のつながり（地域行事・ボランティア団体・老人会・婦人会等）の中で、周辺症状を軽減する等自立生活を支援する。
- 4 利用者・利用者親族・地域社会のニーズの変化に対応して常に最善のケアを追求し進化していくよう努める。
- 5 関係市町村、地域の保健・福祉・医療サービスとの綿密な連携を図る。

第5条（所在地及び名称）

- 1 所在地 愛知県春日井市細木町一丁目 37 番地
- 2 名称 春日井ケアハートガーデン グループホーム 細木の杜

第6条（職種、員数及び職務内容）

- 1 管理者 1名
管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。
- 2 計画作成担当者 1名以上
計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡・調整を行う。
- 3 介護従業者 10名以上
介護従業者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

第7条（利用定員）

18名（1ユニット目9名、2ユニット目9名）とする。

第8条（サービスの内容）

- 1 指定認知症対応型共同生活介護計画及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という）に基づき、日常生活を営む上での支援、機能訓練、医療・健康管理等のサービスを提供することで、認知症の進行や生活機能の低下を少しでも和らげるように努める。
- 2 利用者が重度化した場合は、「重度化した場合の対応に係わる指針」を別途定め、その指針に従い利用者及びその家族の同意と連携の下、対応をしていくものとする。

第9条（介護計画の作成）

- 1 利用者の持てる心身の機能を最大限に発揮でき、安心して日々を過ごすことができるように、適切なアセスメントをした上で、利用者及び利用者親族等の希望を尊重し、生活に即した実現可能な介護計画を作成する。
- 2 介護計画に記載した目標について、達成状況の評価を行い、必要に応じ介護計画を変更する。

- 3 介護計画を作成又は変更した場合は、その介護計画を利用者及び利用者代理人に対し、内容を説明するとともに、文書にて同意を得る。

第10条（短期利用共同生活介護）

- 1 本事業所は、利用定員の範囲内で空いている居室を利用し短期利用共同生活介護（以下、「短期間サービス」）を提供する。
- 2 短期間サービスの利用定員は、ユニットにつき1名とする。
- 3 短期間サービスの提供は、あらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとする。
- 4 短期間サービスにおける介護計画は、利用者の居宅サービス計画の内容に沿って作成するものとする。

第11条（利用料等）

- 1 サービスの利用料は、介護報酬の告示上の額とする。ただし、次の各号に掲げる項目については、別に利用料の支払いを受ける。

① 居住費	83,000 円/月（短期間サービスにあつては滞在費として 2,760 円/日）
② 食材料費	1,150 円/日（短期間サービスにあつては喫食数による）
※ 内訳 朝食 190 円、昼食 340 円、夕食 500 円、おやつ 120 円	
③ 水道光熱費	605 円/日
④ その他費用	
ア 日常生活費	実費
イ 居室の原状回復費用	実費
<u>（退居時の原状回復費用、又は利用者の行為による損傷・汚れ等の補修・洗浄費用及び利用者が行った改良・変更に伴う原状回復費用）</u>	
ウ 利用者の故意、重過失又は認知症の症状による行為により、設備又は機器を破損した場合の補修費用	実費
- 2 1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料は、外泊期間中の居住費を除き、利用日数に基づいて計算した金額とする。
- 3 利用料は、月ごとに発行する請求書に基づき、口座自動振替、振込み又は現金によって指定期日までに支払いを受ける。

第12条（入退居に当たっての留意事項）

- 1 利用対象者は、次の各号の全てを満たす者とする。
 - ① 要介護認定者（介護予防にあつては要支援2認定者）でかつ認知症であると医師が認定する方
 - ② 少人数による共同生活を営むことに支障がない方
 - ③ 自傷他害により共同生活を営むことが困難とみなされない方
 - ④ 医療専門職による積極的かつ、継続的な医療管理が常態となっていない方
 - ⑤ 事業所の職員体制並びに設備及び機器によりサービス提供が可能と判断できる方
 - ⑥ 原則として事業所の所在する市町村に住所を有する方
- 2 サービスご利用開始後に前項に該当しなくなった時は、十分なアセスメントに基づく、可能な限りの対応を試みても対応が困難な場合、又は十分な説明を試みてもご理解が得られない場合、退居となることもある。
- 3 退居に際しては、利用者及び利用者代理人に対し、利用者の生活の継続性に配慮し、保健医療機関及び福祉サービス機関等への情報の提供並びに連携に努める等、退居に必要な援助をする。

第13条（秘密の保持と個人情報の保護）

- 1 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容及びする。

第14条（苦情処理）

- 1 指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕に関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの

指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 事業所は、提供した指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

第 15 条（損害賠償）

- 1 利用者に事故が発生し、利用者の生命、身体又は財産に損害が発生した場合、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償する。
- 2 前項の損害賠償のために賠償責任保険に加入し、利用契約時に加入状況を説明する。

第 16 条（衛生管理）

- 1 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 ヶ月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - ③ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

第 17 条（緊急時における対応策）

- 1 利用者に事故が発生した場合あるいは利用者の病状又は容態が急変した場合、直ちに、利用者の主治医又は協力医療機関に連絡あるいは消防局に救急対応の依頼をするとともに、速やかに、あらかじめ届けられた連絡先に連絡する等必要な処置を講じる。

第 18 条（非常災害対策）

- 1 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年 2 回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
- 2 訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。
- 3 非常災害対応マニュアルを整備し、従業者に徹底する。
- 4 消防計画に基づき非常災害時の対応及び 3 日間分の非常食・飲料水・防寒具等を備蓄する。

第 19 条（職員研修の実施）

- 1 運営活動計画及び事業所の年間予定に基づき、介護技術・知識に関する階層別の研修を、年間を通し計画的に実施する。
- 2 必要に応じ外部研修の受講を奨励する。
- 3 O J T を随時行う。

第 20 条（その他運営についての重要事項）

- 1 従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。
 - ① 採用時研修・・・採用後 1 ヶ月以内に実施する。
 - ② 経験に応じた研修・・・年 2 回の介護技術・介護知識に関する研修の実施と、従業者の能力・資質向上のための研修を随時行う。

第 21 条（サービス提供の記録）

- 1 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕に関する記録を整備し、そのサービスを終了した日から 5 年間は保存するものとする。

第 22 条（身体拘束廃止への取組）

- 1 事業所は、入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。
- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を 3 ヶ月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

③介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

第 23 条（虐待防止の取組）

- 1 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
 - ① 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - ② 虐待防止のための指針の整備
 - ③ 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - ④ 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

第 24 条（ハラスメント対策）

- 1 事業所は、適切な指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 当事業所の職員間及び取引業者、関係機関の職員との間において、上記に掲げるハラスメントが発生しないよう、下記の取り組みを行う。
 - (1) 円滑に日常業務が実施できるよう、日ごろから、正常な意思疎通に留意する。
 - (2) 特に管理者においては、ハラスメント防止に十分な配慮を行う。
 - ①ハラスメント防止のために、年 1 回は本基本指針を徹底するなどハラスメント研修を行う。
 - ②ハラスメントの相談窓口を職場内に設置することとし、ケアハートガーデン株式会社 総務部門が窓口を担当する。

第 25 条（業務継続計画の策定等）

- 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第 26 条（地域との連携）

- 1 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。
- 2 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね 2 ヶ月に 1 回以上、運営推進会議に対し提供している本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
- 3 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

第 27 条（外部評価の実施）

サービスの質の評価の客観性を高め、サービスの質の改善を図ることを目的として、外部評価を実施する。

第 28 条（本規程に定めのない事項）

本規程に定めのない事項については、ケアハートガーデン株式会社の担当部門責任者と事業所の管理者との協議に基づき定める。

附 則 本規程は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

改訂実施	令和	年	月	日
改定実施	令和	年	月	日
改定実施	令和	年	月	日